

軽井沢町体育協会アイスホッケー部規約

(目的)

第1条 本アイスホッケー部は、軽井沢町のアイスホッケーにおける普及振興を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな生活の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本アイスホッケー部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)軽井沢少年大会運営・協力（中学生・小学生・Kid's）
- (2)町長杯企画・運営
- (3)風越カップ運営・協力
- (4)練習リンク割振り
- (5)全国大会開催に関する協力
- (6)町等への要望について

(役員)

第3条 本アイスホッケー部に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1)部長 | 1名 |
| (2)副部長 | 部長が必要と認める人数 |
| (3)幹事 | 各チーム1名 |
| (4)監査 | 2名 |
| (5)レフェリー一部会長 | 1名 |
| (6)部会員 | 日ア連登録レフェリー |
| (7)事務局長 | 1名 |
| (8)事務局員 | 若干名（会計含む） |

(部長及び副部長)

第4条 部長及び副部長は、総会において選任する。

- 2 部長は、本アイスホッケー部を代表し、会務を総理する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監査)

第5条 監査は、部長が委嘱し、総会の承認を得る。

- 2 本アイスホッケー部の会計を監査する。

(事務局)

第6条 本アイスホッケー部の事務を処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局長は、部長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 事務局員は、事務局長が選任できるものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の在任期間とする。

(会議)

第8条 本アイスホッケー部の会議は、総会、役員会及び幹事会とし、部長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、本会議の最高議決機関であって、毎年1回開催する。

2 総会は、本アイスホッケー部役員及び各チームの関係者をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 予算、決算

(2) 事業計画・事業報告

(3) 規約の改正

(4) 役員選任及び承認

(5) その他特に重要な事項

3 部長が必要であると認めるとき、臨時総会を開くものとする。

(議決)

第10条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。

(部会)

第11条 次に掲げる部会を置く。

(1) レフェリー部会

(レフェリー部会)

第12条 レフェリー部会は、次の事項について検討するものとする。

(1) レフェリーに関する事。

(2) レフェリーの育成に関する事。

(部会の運営)

第13条 前条による部会は、部会長及び部会員をもってその部会の運営を担当するものとする。

2 部会員については、部会長が選任できるものとする。

附則

この規約は、平成21年7月15日から施行する。

平成23年6月29日改正